



2021年2月1日

AGS 税理士法人
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥
米国公認会計士 トーマスナイリン

フィリピン移転価格文書規定の再改正

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」）は、2020年12月18日に **Revenue Regulations No. 34-2020** を発行し、移転価格文書規定をさらに改正しました。更新版の規定では、BIR フォーム 1709（Related Party Transaction Form：関連取引に係る開示フォーム）及び移転価格文書の作成・提出について改訂が行われています。重要な改正ポイントは、改正前は関連会社取引金額の大小に関係なく移転価格文書の作成かつ法人税申告書と同時に税務当局に提出義務がありました。しかし、コロナ禍で **新たな移転価格文書の作成免除規定** 及び **提出義務は税務当局から要求された場合に限定** されました。本規定は、発行後直ちに有効となっております。

1. 開示フォームの提出義務対象となる法人

改正後の規定では、下記の納税者に法人税申告書と同時に、関連取引に係る開示フォームの提出を義務付けております。開示フォームは旧型に代わり新型のフォームを提出する必要があります。

- A) 大企業の納税者
- B) 優遇税制を享受している納税者（Board of Investment (BOI)登録している経済特区内の企業でタックスホリデーを享受している納税者、又は優遇税率を享受している納税者）
- C) 当年度を含めて3年連続して営業損失（NOL）を計上している納税者
- D) 上記 A～C と関連者間取引のある納税者

2. 移転価格文書の作成義務対象となる法人

- A) 年間売上高/収入が 150,000,000 フィリピンペソ（約 3 億 2 千万円）超及び関連会社間取引が 90,000,000 フィリピンペソ（約 1 億 9 千万円）超の法人
- B) 関連会社間取引金額が以下の金額基準を満たす法人
 - (ア) 棚卸資産の年間取引金額が 60,000,000 フィリピンペソ（約 1 億 3 千万円）超の場合
 - (イ) サービス・利子・無形資産取引の取引合計額が 15,000,000 フィリピンペソ（約 3 千万円）超の場合

C) 直前年度で上記 (A) 又は (B) の基準値を超えて、移転価格文書の作成義務を有していた場合

3. 移転価格文書の提出時期

移転価格文書の提出時期は、**税務当局の要求から 30 日以内に提出**することが求められています。
(改正前において、移転価格文書は法人税申告書及び開示フォームと同時の提出が求められていましたが、廃止されています。)

4. ペナルティ

改正後も移転価格文書を提出できない場合は、1,000～25,000 フィリピンペソ (約 2,200 円～55,000 円) の罰金が科されます。

以上

(問い合わせ先)

渡辺清弥 : k.watanabe@agsc.co.jp

トーマスナイリン : thomas@agsc.co.jp